

設置しましょう！

平成20年6月1日から全ての住宅に設置が必要になりました。

住宅用火災警報器



煙式



設置済ラベル



熱式

設置済ラベルとは、住宅用火災警報器を設置した住宅に貼付し、設置済みであることを外部に表示するもので、悪質訪問販売の被害を防止し、さらに設置率を把握するために貼付していただくものです。

設置済ラベルは、住宅の玄関口など訪問者から容易に視認できる場所に貼付してください。

つけておいて良かった！—奏効（助かった）事例—

寝たばこにより火災が発生し、警報器が煙を感知しました。警報音で本人が目覚まし、ふとんに水をかけて消火したので、大事に至りませんでした。

住宅用火災警報器って何？

火災の煙や熱を自動的に感知して”音”や”声”で知らせてくれる機器です。

なぜ設置するの？

全国の住宅火災による死者数は増加傾向にあり、平成15年以降は毎年1,000人を超え、その6割が「逃げ遅れ」によるものです。

そこで、火災を早期に発見し、逃げ遅れによる死者数を低減するため、具体的な方策として住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。



問い合わせ先

君津市消防本部予防課 指導係

0439-53-1906

—住宅火災からあなたの命を守ります—

警報器設置例

設置場所は、住宅の「寝室」です。2階以上に寝室がある場合は、「寝室」のほかに「階段」の上部にも取り付けます。君津市では台所への設置は、義務付けていませんが、火災の早期発見のためにも設置するようお願いしています。

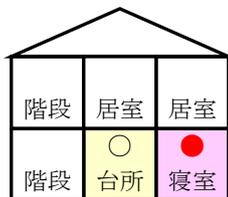
凡例： ●住宅用火災警報器（煙式） ○住宅用火災警報器（煙式又は熱式）

1階建て

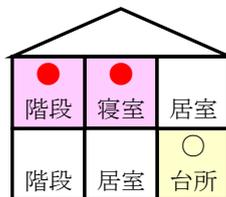


2階建て

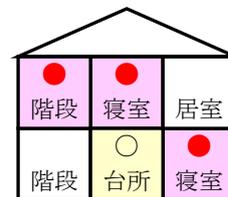
※寝室1階のみ



※寝室2階のみ



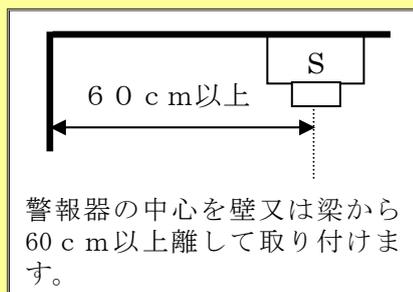
※寝室1階・2階



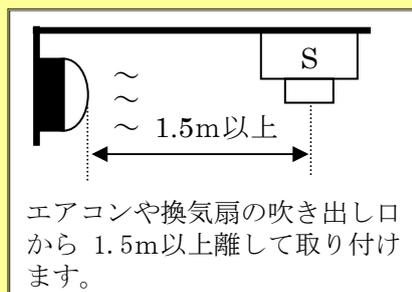
☆ 3階建てについては、お問合わせください。

取付方法に注意しましょう！

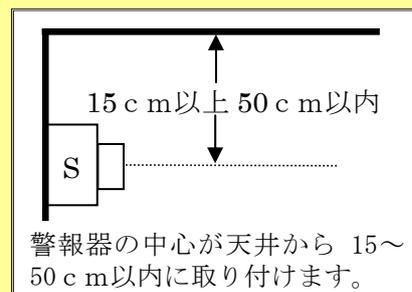
・天井に取り付ける場合1



・天井に取り付ける場合2



・壁に取り付ける場合



悪質な訪問販売に注意して下さい！

住宅用火災警報器の設置が義務化され、悪質訪問販売による被害が増えています。消防職員が個人宅を訪問し、住宅用火災警報器の斡旋や販売を行うことはありません。また、特定の業者に販売を委託することはありません。これらの悪質な業者には注意して下さい。

なお、訪問販売によって住宅用火災警報器を購入した場合は、クーリング・オフ制度の対象になり、契約日を含む8日間以内は、契約の解除ができます。